

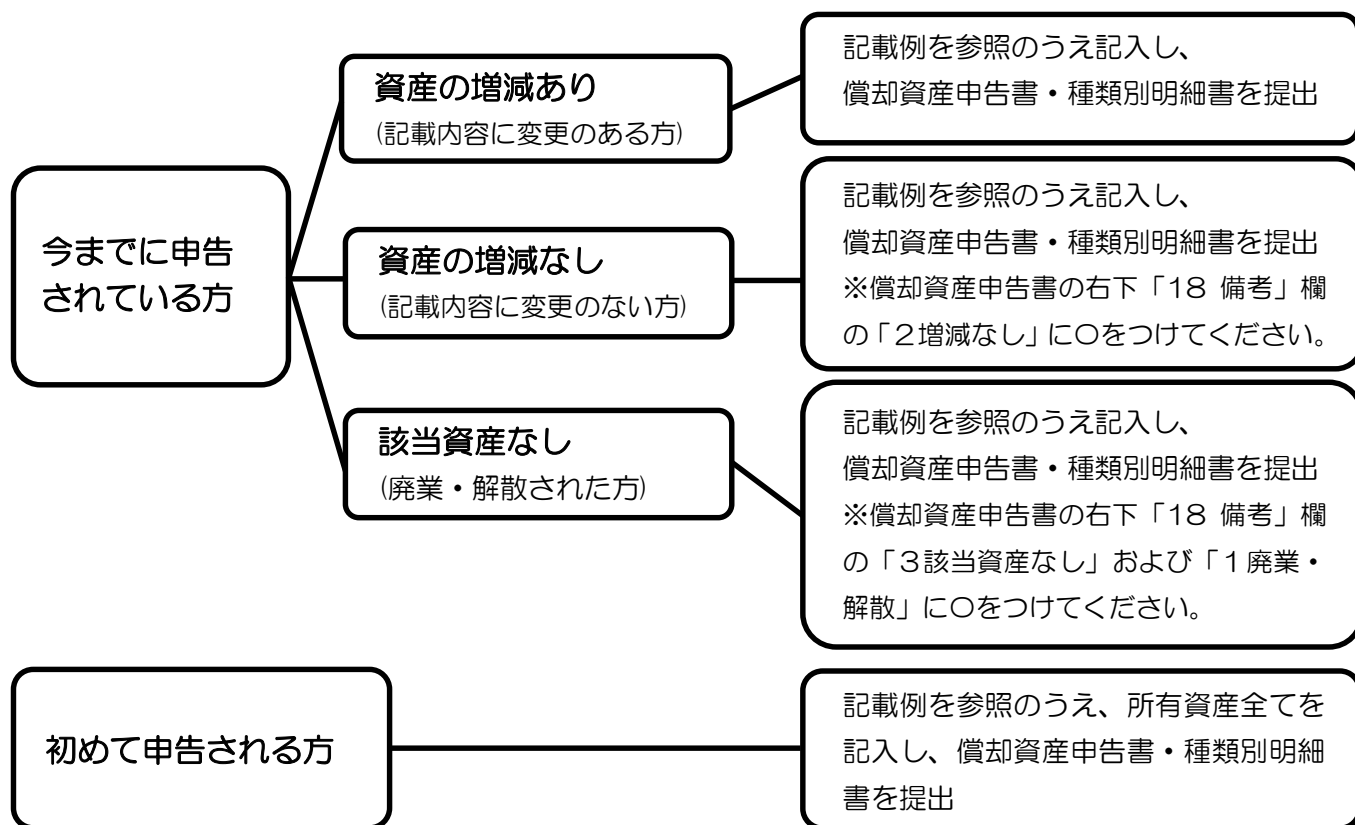
# 償却資産申告の手引き

## 1 償却資産のあらまし

会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、工具、器具設備などの資産が償却資産です。地方税法 383 条の規定により、所有者は賦課期日である1月1日現在で所有している償却資産を申告しなければならないとされています。

## 2 申告していただく方

毎年1月1日現在、東浦町内で事業を営んでいる方で、償却資産を所有している方です。昨年中に資産の増減がない方、休業、廃業、移転等で資産がなくなった方も申告が必要ですので、下表のとおり申告してください。



## 3 申告の対象となる償却資産

土地及び家屋以外の事業を営むために所有している有形固定資産（鉱業権、特許権、営業権その他の無形減価償却資産を除くもの）で、所得税・法人税の確定申告で減価償却の対象となる資産です。

## 主な対象となる資産（種類別例示）

資産の種類	内容
1.構築物	駐車場等の舗装路面、門、塀、庭園等の緑化施設の外構工事、屋外看板等の広告設備等
2.機械及び装置	工作機械、木工機械、印刷機械、土木機械、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル、トラッククレーン等）、各種製造設備等の機械及び装置等
3.船舶	漁船、ボート、モーターボート、ヨット等
4.航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5.車両及び運搬具	大型特殊自動車、フォークリフト、構内運搬自動車等
6.工具、器具及び備品	事務机、椅子、応接セット、パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、ルームエアコン、レジスター、自動販売機、コピー機、理容及び美容機器等

なお、次のような資産も申告の対象となりますのでご注意ください。

(1)償却済資産

耐用年数が経過し減価償却が終了した資産

(2)簿外資産

会社の帳簿に記載されていない資産

(3)遊休資産

稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産

(4)未稼働資産

既に完成しているが、未だ稼働していない資産

(5)少額減価償却資産

耐用年数（使用可能期間）が1年未満又は取得価格20万円未満の資産であっても個別に減価償却している資産（税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産）

(6)貸付資産

資産の所有者が、事業を行う他の者に貸付けている資産（詳細は【参考】のとおり）

(7)建設仮勘定の資産

建設仮勘定で経理されている資産であっても、その一部又は全部が1月1日現在事業の用に供されている資産

(8)改良費

資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区別して取り扱います。

**【参考】**リース資産は契約内容により、申告者が異なります。詳細は下記のとおりです。

リース契約の内容	資産を貸している人	資産を借りている人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (期間満了と同時に資産は回収される)	○ (資産の所在する市町村へ申告)	× (申告不要)
所有権が移転するリース契約の資産 (リース後に資産の所有権が使用者に移る)	× (申告不要)	○ (申告が必要)

#### 4 申告の対象とならない償却資産

普通自動車・軽自動車	自動車税（種別割）又は軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの
無形固定資産	特許権、実用新案権、ソフトウェア等の無形固定資産
生物	観賞用、興行用事業に使うものを除く牛、馬、鶏、魚等の生物
棚卸資産	商品、貯蔵品等
繰延資産	開業費等
少額資産	耐用年数（使用可能期間）が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金又は必要経費に算入されたもの）
一括償却資産	取得価額20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産
用途廃止資産	償却資産として使用されてきたものが、生産方式の変更、機能の劣化、旧式化等の事由によって使用されなくなり、また将来他に転用の見込みもなく、解体又は撤去もされず原形をとどめている状態にある資産

#### 建築設備における家屋と償却資産の区分

家屋として固定資産税等が課税されている資産については、償却資産としての申告は必要ありません。ただし、家屋評価後に取り付けした設備等については、償却資産となることがあります。

家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるものなどは償却資産の対象になります。基本的に屋外の設備、工事については償却資産になります。

#### 【見分けが困難な設備例】

家屋として課税：屋内の照明器具設備、屋内の給排水設備、埋め込み型の空調設備、給湯器（浴室、床暖房用等）等

償却資産として課税：屋外の照明器具設備、屋外の給排水設備、ルームエアコン（壁掛型・ウインド型）、給湯器（厨房、流し用等）等

## 5 よくある質問 (Q&A)

Q1 初めて償却資産申告書が送られてきました。なぜですか？

A1 本町では、償却資産を所有している可能性のある方に対して、償却資産申告書をお送りしています。償却資産に該当する資産を所有していない場合は、該当資産がない旨の申告にご協力ください。

Q2 資産の増減がなくても、申告するのですか？

A2 償却資産を所有している限り、申告が必要です。

Q3 住所が東浦町外なのですが、東浦町に申告するのですか？

A3 東浦町に償却資産があれば申告してください。  
(償却資産がある市町村に対して申告が必要です)

Q4 課税されていないなくても申告が必要ですか？

A4 課税をされていないなくても、償却資産を所有する限り申告が必要です。

Q5 耐用年数を過ぎた資産も申告が必要ですか？

A5 申告が必要です。  
(固定資産税においては、取得価額の5%が評価額の最低限度です)

Q6 使っていない資産も申告が必要ですか？

A6 事業に使う目的で所有されており、使用できる状態であれば申告が必要です。

その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください

### 東浦町役場 税務課 資産税係

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地  
電話 0562-83-3111 (内線 115・116)